現在の介護保険制度の概要

〇介護保険制度において、被保険者および受給者は40歳以上に限定されている。40歳~64歳までの「第2号被保険者」は16の特定疾病によって要介護(要支援)状態となった場合に限定され、負担と給付に非対称性が存在する。

被保険者

第1号被保険者:

65歳以上の人

第2号被保険者:

40歳から64歳までの医療保険加入者

介護サービスを 利用できる人 (受給要件)

〇要介護者

入浴、排せつ、食事等の日常生活 における基本的な動作の全部 または一部について、6ヶ月に わたり継続して、常時介護を要する と見込まれる状態である人。

〇要支援者

身体上または精神上の障害があるために、6ヶ月にわたり継続して、 日常生活を営むのに支障があると 見込まれる状態であって、要介護 状態以外の状態である人。 〇老化に起因する疾病(特定疾病※)に よって要介護(要支援)状態となった者

※特定疾病

- ・末期がん ・関節リウマチ
- •ALS 脳血管疾患
- ・パーキンソン病関連疾患 など16疾患

保険料

5,514円(第6期:2015~2017年度) ※全国平均 5、432円(被用者保険平均、2016年10-3月) ※事業主負担分、公費分を含む